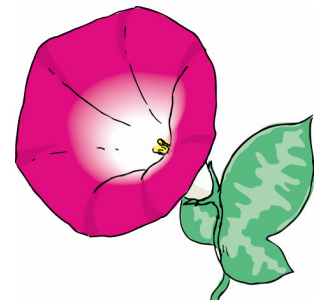


くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～息子がネットワークビジネスに誘われて～

《相談内容》

3ヶ月前、21歳の息子がネットワークビジネスに誘われ、30万円のファックス電話機を契約した。「商品を買って組織に加入すれば、必ず儲かる」と友人を勧誘しているが、本人は友人に不審に思われ、避けられていることに気付いていない。解約させたいが、本人にどのように説明したらよいか。

《アドバイス》

このような販売方法を連鎖販売取引（マルチ商法）といいます。マルチ商法とは、販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、加入者を増やすことでマージンが入ると言う商法です。参加者を広げていくのでネットワークビジネスともいわれます。

この商法は、家族・友人など縁故を頼って勧誘するため、人間関係を損なう可能性が高く、儲かっている人は組織のトップのごく一部であり、その他大多数は出費した金額まで回収できないのが現状です。契約当事者は、こうした問題点に気付かず組織拡大にのめり込んでいるケースが多く、心配した家族などからの相談も少なくありません。

相談者には、マルチ商法の問題点と中途解約・返品ルールについて説明し、契約者が解約を希望する場合は、本人から相談するよう助言しました。

*マルチ商法の中途解約・返品ルール

加入契約はいつでも解約（退会）できます。加入後1年未満に解約する場合には、引き渡しを受けてから90日未満の商品であれば返品することができます。ただし、未使用であることや転売していないことが条件です。解約手数料としては、商品購入価格の1割を負担すればよいことになっています。



情報ファイル

～大豆イソフラボンを含む「健康食品」～

大豆イソフラボンは、骨粗しょう症の予防や更年期障害の軽減などの効果があるとされ、多くの「健康食品」が販売されています。しかし、一方で乳がん発症や再発などのリスクを高めるともいわれています。納豆、豆腐などの大豆食品を食べる場合は問題ありませんが、「健康食品」を通常の食生活に上乗せして摂取する場合は、注意が必要です。

国民生活センターが、大豆イソフラボンを多く含むとうたった「健康食品」を調査したところ、1日の最大摂取目安量が、食品安全委員会が定めた「一日上乗せ摂取量の上限値」（特定保健用食品で30mg）を超えるものが多数ありました。（24銘柄中14銘柄）

【アドバイス】

- 大豆イソフラボンを多く含むとうたった「健康食品」の長期的な過剰摂取は避けましょう。
- 妊婦、乳幼児および小児は、大豆イソフラボンを日常的な食生活に上乗せして摂取しないようにしましょう。
- 大豆イソフラボンを含む「健康食品」は、大豆食品と成分のバランスが大きく異なっているので、大豆食品の摂取と同一に考えないようにしましょう。

